

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。